#### 令和4年度版

#### 1-1 今回の追加的対策の概要

今回の風しんの追加的対策(以下「本対策」といいます。)では、1962(昭和 37) 年4月2日から 1979(昭和 54)年4月1日生まれの男性を対象として、2025年3月31日までの3年間、市区町村が実施主体となり、風しんの抗体検査と風しんの定期の予防接種(以下「風しんの第5期の定期接種」といいます。)を実施します。

(略)

3-2-2 風しん抗体検査の受付について

(略)

受診者が風しんの抗体検査の対象者であることが確認できたら、受診票を記入していただいてください。

なお、平成 26 年 (2014 年) 4月1日以降の風しんの抗体検査の結果、抗体陰性であることが確認できた場合又は何らかの事情により風しんの抗体検査を実施しない場合は、受診票の作成及び国保連への送付は不要です。

3-2-3 風しんの抗体検査の際の確認について

(略)

※ICA 法の使用方法は、別途厚生労働省から連絡する方法に従ってください。

(略)

3-2-5 2019 年 10 月 1 日以降の風しんの抗体検査価格について

2019 年 10 月1日に消費税率が 10%に改定されました。2019 年9月 30 日以前の実施分については税率8%、2019 年 10 月1日以降の実施分については税率 10%で請求を行ってください。なお、実施日は採血した日としてください。

なお、同じ月に消費税率の異なる請求が発生する場合は、市 区町村別の請求総括書(小計)を税率ごとに2枚作成する必 要があります。詳細については 4-3 をご参照ください。

3-2-<u>6</u> 風しんの抗体検査の結果判定と報告について (略)

3-2-7 受診票の複製とその用途

#### 令和元年度版

#### 1-1 今回の追加的対策の概要

今回の風しんの追加的対策(以下「本対策」といいます。)では、1962(昭和 37) 年4月2日から 1979(昭和 54)年4月1日生まれの男性を対象として、2022年3月31日までの3年間、市区町村が実施主体となり、風しんの抗体検査と風しんの定期の予防接種(以下「風しんの第5期の定期接種」といいます。)を実施します。

(略)

3-2-2 風しん抗体検査の受付について

(略)

受診者が風しんの抗体検査の対象者であることが確認で きたら、受診票を記入していただいてください。

なお、何らかの事情により風しんの抗体検査を実施しない場合は、受診票の作成及び国保連への送付は不要です。

3-2-3 風しんの抗体検査の際の確認について

(略)

(略)

3-2-<u>5</u> 風しん抗体検査の結果判定と報告について (略)

3-2-6 受診票の複製とその用途

風しんの抗体検査が行われた後は、必要事項がすべて記載された受診票に国保連提出用のクーポン券を貼付し、国保連に提出する必要があります。

横浜市では、3枚複写式の受診票を使用します。1枚目を 国保連提出用、2枚目を医療機関控え、3枚目をご本人控え として、それぞれクーポン券を貼付してください。

また、クーポン券の記載情報及び検査結果を実施機関に おいて保管する方法については、必ずしも受診票及びクー ポン券の原本を保管する必要はなく、例えば、診療録に検査 結果を記載しクーポン券を貼付する方法などとしても構い ません。

(略)

風しんの抗体検査受診票記入例(国保連提出用) (図変更)

<風しんの第5期の定期接種の対象となる抗体価基準と受 診票への結果の記載例>

(測定キット「ランピア ラテックス RUBELLA II(極東製薬工業株式会社)」、「Rubella-G アボット(アボットジャパン株式会社)」、「バイオライン ルベラ IgG/IgM(アボットジャパン株式会社)」の追加)

- ●付表 1 「検査番号」について(抗体検査価格の税込価格(税率 10%適用))
- ●付表2風しんの第5期の定期接種の対象となる抗体価基準 (検査方法「ICA法(イムノクロマト法)」を追加)

#### 風しんの第5期の定期接種の対象となる抗体価基準

(測定キット「ランピア ラテックス RUBELLA II (極東製薬工業株式会社)」、「Rubella-G アボット (アボットジャパン株式会社)」、「バイオライン ルベラ IgG/IgM (アボットダイアグノスティクスメディカル 株式会社)」の追加)

(略)

- 3-3-4 予防接種の実施について
- 実施に当たっての準備等

(略)

③ 予防接種を実施する際は、被接種者や使用ワクチンの種類・量・有効期限など十分に確認を行い、事故の防止に努めてください。厚生労働省ホームページ内の「予防接種における間違いを防ぐために」等の資材を参照していただく

風しんの抗体検査が行われた後は、必要事項がすべて記載された受診票に国保連提出用のクーポン券を貼付し、国保連に提出する必要があります。

横浜市では、3枚複写式の受診票を使用します。1枚目を 国保連提出用、2枚目を医療機関控え、3枚目をご本人控え として、それぞれクーポン券を貼付してください。

(略)

風しんの抗体検査受診票記入例(国保連提出用) (図)

<風しんの第5期の定期接種の対象となる抗体価基準と受 診票への結果の記載例>

(表)

受診票への結果の記載例

(図)

- ●付表1「検査番号」について (抗体検査価格の税込価格(税率8%適用))
- ●付表 2 風しんの第 5 期の定期接種の対象となる抗体価基準 (表)

# 風しんの第5期の定期接種の対象となる抗体価基準

(表)

(略)

3-3-4 予防接種の実施について

○ 実施に当たっての準備等

(略)

③ 予防接種を実施する際は、被接種者や使用ワクチンの種類・量・有効期限など十分に確認を行い、事故の防止に努めてください。また、被接種者に副反応がみられた場合に備え、救急措置物品を備えるとともに、速やかに医療機関にお

と有効です。(※) また、被接種者に副反応がみられた場合 に備え、救急措置物品を備えるとともに、速やかに医療機関 において適切な治療が受けられるよう、関係医療機関との 連携を図っておくことが必要です。

(略)

⑤ 接種終了後、接種医は、予診票の医師記入欄、ワクチン名、ロット番号、実施場所、医師名、接種年月日等の必要事項を記載 (ワクチン名、ロット番号はシール貼付でも可)した上で、予診票の原本に「国保連提出用」のクーポン券を貼付し、国保連に提出してください。本人控え (兼 予防 接種済証)のクーポン券を貼付する予診票には、上記の必要事項を転記する他、原本の複写を使用しても構いません。

※厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou \_iryou/kenkou/kekkaku-

kansenshou/keihatsu\_tool/index.html

(略)

## 3-3-5 風しんの第5期の定期接種価格について

(1) 2019 年 10 月1日以降の実施分については税率 10%で請求を行ってください。なお、同じ月に消費税率の異なる請求が発生する場合は、市区町村別の請求総括書(小計)を税率ごとに2枚作成する必要があります。詳細については 4-3 をご参照ください。

# 3-3-6 MR ワクチンの発注時の基本的事項等

MR ワクチンの供給量は、定期接種の対象者の追加に向けて、製造販売業者に増産の協力を依頼しており、2019 年春以降、随時、一定量のワクチンが追加供給され、2019 年秋以降は継続的にワクチンが追加供給されています。

医療機関は、風しんの第5期の定期接種又は任意接種を行うために MR ワクチンを卸売販売業者に発注する際には、接種予定(見込み)等を勘案した上で、見込み以上の量を発注せず、一度の発注で2週間分を上限とすることを原則としてください。また、下表のように、発注量、被接種者の内訳(予定)を記載して、卸売販売業者に提出するようお願いします(本手引き付属資料6もご参照ください。)。なお、厚生労働省で下表のような様式は作成しておりませんので、発注する際には卸売販売業者にお問い合わせください。

3-3-7 予診票の複製とその用途

いて適切な治療が受けられるよう、関係医療機関との連携 を図っておくことが必要です。

(略)

⑤ 接種終了後、接種医は、予診票の医師記入欄、ワクチン名、ロット番号、実施場所、医師名、接種年月日等の必要事項を記載した上で、予診票の原本に「国保連提出用」のクーポン券を貼付し、国保連に提出してください。本人控え(兼接種済証)のクーポン券を貼付する予診票には、上記の必要事項を転記する他、原本の複写を使用しても構いません。

(略)

風しんの第5期の定期接種が行われた後は、必要事項が すべて記載された予診票に国保連提出用のクーポン券を貼 付し、国保連に提出する必要があります。

横浜市では、3枚複写式の予診票を使用します。1枚目を 国保連提出用、2枚目を医療機関控え、3枚目をご本人控え として、それぞれクーポン券を貼付してください。

また、クーポン券の記載情報及び定期接種の実施記録を 実施機関において保管する方法については、必ずしも予診 票及びクーポン券の原本を保管する必要はなく、例えば、診 療録に実施記録を記載しクーポン券を貼付する方法などと しても構いません。

風しんの第5期の定期接種予診票記入例(国保連提出用) (図変更)

(略)

#### 4-1 請求の流れ

(略)

原則として、毎月 10 日までに、前月までに結果が判明した抗体検査又は実施した風しんの第 5 期の定期接種について、国保連へ必要書類を送付してください。また、請求総括書・市区町村別請求書は、同一実施機関から、同一月に 1 枚のみ送付してください。同一医療機関等コードからの請求の場合、「施設等区分」は「1:医療機関」又は「2:健診機関」のいずれかに統一してください。請求総括書の請求年月は「請求書を提出している月」としてください。

複数実施月の風しんの抗体検査及び風しんの第5期の定期接種の費用の請求をする場合は、当月請求分の中に入れ込んでご提出ください。またその場合は請求総括書、市区町村別請求書は実施月ごとに分けることなく、当月請求分と各1枚にまとめてご提出ください。

(図変更)

### 4-2 費用の請求支払の流れ

(略)

上記(1)~(4)の運用に当たっては、市区町村と各都 道府県国保連の契約に従います。国保連において、提出書類 を確認し誤りを見付けた場合、実施機関に対し返戻・再提出 を依頼する場合があります。

なお、各都道府県の国保連が、都道府県間の請求・決済の 調整を行うに当たっては、その調整及び精算等の事務を国 保中央会が行います。

#### 3-3-5 予診票の複製とその用途

風しんの第5期の定期接種が行われた後は、必要事項が すべて記載された予診票に国保連提出用のクーポン券を貼 付し、国保連に提出する必要があります。

横浜市では、3枚複写式の予診票を使用します。1枚目を 国保連提出用、2枚目を医療機関控え、3枚目をご本人控え として、それぞれクーポン券を貼付してください。

風しんの第5期の定期接種予診票記入例(国保連提出用) (図)

(略)

#### 4-1 請求の流れ

(略)

原則として、風しんの抗体検査の結果が判明した日又は風しんの第5期の定期接種の実施日の翌月10日までに、国保連へ必要書類を送付してください。また、請求総括書は、同一実施機関から、同一月に1枚のみ送付してください。ただし、2019年4月及び2019年5月に実施した風しんの抗体検査及び風しんの第5期の定期接種の費用の請求は、2019年6月10日までに、2ヶ月分の請求総括書(総計)及び請求総括書(小計)を1枚にまとめて送付してください。

(図)

### 4-2 費用の請求支払の流れ

(略)

上記(1)~(4)の運用に当たっては、市区町村と各都 道府県国保連の契約に従います。

なお、各都道府県の国保連が、都道府県間の請求・決済の 調整を行うに当たっては、その調整及び精算等の事務を国 保中央会が行います。

#### 4-3 2019 年 10 月以降の費用の請求支払について

2019 年 10 月 1 日に消費税率が 10%に改定されまし た。2019年9月30日以前の実施分については税率8%、 2019 年 10 月1日以降の実施分については税率 10%で請 求を行ってください。

同じ月に消費税率の異なる請求が発生する場合は、市区 町村ごとの請求総括書(小計)を税率別に2枚作成する必要 があります。また、編綴は、①請求総括書(総計)(1枚)、 ②税率8%分の請求総括書(小計)→受診票→予診票、③税 率 10%分の請求総括書(小計)→受診票→予診票という順 番になります。

なお、請求総括書(総計)について、ホームページ上の様 式は複数税率の計算には対応していません。税率ごとの請 求総括書(総計)を加算するなど、手入力が必要となります ので、予めご了承ください。

4-4 費用の支払先について

(略)

第5章. Q&A

Q02. クーポン券の発行を受けていない人が受診した場合は どのようにすればよいでしょうか。

まず、本対策の対象者(1962(昭和37)年4月2日から 1979 (昭和54) 年4月1日生まれの男性) かどうかをご確 認ください。対象者であっても、クーポン券がない場合に は、本対策の抗体検査や予防接種を実施することができま せん。クーポン券を持参する必要がありますので、受診者に その旨をお伝えしてください。

Q03. クーポン券を紛失したり、有効期限が切れたクーポン で、対象者が受診した場合はどのようにすればよいでしょう か。

風しんの抗体検査及び風しんの第5期の定期接種の対象

4-3 費用の支払先について

(略)

第5章. Q&A

Q02. クーポン券の発行を受けていない人が受診した場合は どのようにすればよいでしょうか。

まず、本対策の対象者(1962(昭和37)年4月2日から 1979(昭和 54)年 4 月 1 日生まれの男性)かどうかをご確 認ください。対象者であっても、クーポン券がない場合に は、本対策の抗体検査や予防接種を実施することができま せん。クーポン券を持参する必要がありますので、受診者に その旨をお伝えしてください。

※ なお、2019 年度は、1972 (昭和 47) 年4月2日から 1979(昭和 54)年4月1日生まれの男性に対して、住民票 のある市区町村からクーポン券が発送されます。それ以外 の方(1962(昭和 37)年4月2日から1972(昭和 47)年 4月1日生まれの男性)に対してはクーポン券が発送され ないため、特に希望される方は、住民票のある市区町村へ確 認の上、クーポン券の発行を受ける必要があります。

Q03. クーポン券を紛失したり、有効期限が切れたクーポン で、対象者が受診した場合はどのようにすればよいでしょう か。

風しんの抗体検査及び風しんの第5期の定期接種の対象 者であっても、有効なクーポン券がない場合には、本対策の|者であっても、有効なクーポン券がない場合には、本対策の 抗体検査や予防接種を実施することができません。住民票のある市区町村からクーポン券の再発行を受ける必要がありますので、受診者にその旨をお伝えしてください。なお、 実施期間延長に伴い、横浜市が発行した有効期限「2022 年 3月」のクーポン券は、2023年2月まで使用可能とします。

(略)

Q05. 既に抗体検査(又は予防接種)を受けているのにクーポン券がまた届きました。これを使用して再び受けてもいいのですか。

検査を受けた場合(予防接種も含む)、再度の検査は不要となります。再度の検査は制度上できませんので、あらかじめご了承ください。

市外からの転居者や対象者情報の更新に要する時間の都 合上等の理由から、クーポン券が再度届いている場合があ ります。行き違いでお受けいただいておりましたら、申し訳 ございませんが届いたクーポン券は破棄して下さいますよ うお願いいたします。

Q06. 過去に風しんの抗体検査を受けていた場合はどのよう に扱えばよいでしょうか。

(略)

なお、平成26年度以降に風しんの抗体検査を受け、風しんの第5期の定期接種の対象となる抗体価であることが確認できた場合は、抗体検査を受けることなく、風しんの第5期の定期接種を実施することが可能です。この場合は、風しんの抗体検査の受診票を作成する必要はありません。

# Q07. 風しんの抗体検査の価格はいくらでしょうか。

本対策の風しんの抗体検査では、下表のように全国一律での単価を設定しています。 3~■6に係る受診時刻については、対象者が実施機関で受付を行った時刻でご対応ください。なお、税込価格は、消費税率の変更を踏まえ、2019年10月1日実施分より変更となります。

(表)

(略)

### Q09. 抗体検査は必ず外注する必要がありますか。

各実施機関で風しんの抗体検査を実施できる体制がある場合には、抗体検査を外注せず実施しても構いません。なお、極東製薬工業株式会社より、生化学、免疫血清検査等に使用される汎用自動分析装置を用いて行うことのできる同社の風しん抗体検査キット(ラテックス免疫比濁法)について、使用手引書の提供がありました。厚生労働省ホームページをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116

抗体検査や予防接種を実施することができません。住民票のある市区町村からクーポン券の再発行を受ける必要がありますので、受診者にその旨をお伝えしてください。

(略)

Q05. なぜ、対象者全員にクーポン券を送付しないのでしょうか。

国の制度により、事業開始当初に検査希望者が集中する ことなどによる混乱を避けるため、対象年齢を限って送付 することとしています。

Q06. 過去に風しんの抗体検査を受けていた場合はどのよう に扱えばよいでしょうか。

(略)

なお、平成 26 年度以降に風しんの抗体検査を受け、風しんの第 5 期の定期接種の対象となる抗体価であることが確認できた場合は、抗体検査を受けることなく、風しんの第 5 期の定期接種を実施することが可能です。

Q07. 風しんの抗体検査の価格はいくらでしょうか。

本対策の風しんの抗体検査では、下表のように全国一律での単価を設定しています。<u>なお、税込価格は今後変更の可</u>能性があります。

(表)

(略)

Q09. 抗体検査は必ず外注する必要がありますか。

各実施機関で風しんの抗体検査を実施できる体制がある場合には、抗体検査を外注せず実施しても構いません。

890 00001.html

(略)

Q13. 過去に風しんの予防接種を受けていた場合はどのよう に扱えばよいでしょうか。

過去に風しんの予防接種を受けたことがあり、かつ、その記録が確認できる場合は、本対策の抗体検査及び予防接種を実施しなくても構いませんが、受診者が風しんの抗体検査または風しんの第5期の定期接種を希望される場合は、風しんの抗体検査を実施しても構いません(この際、受診票の医師記入欄の「これまでの風しんのワクチン接種歴」が「あり」と記載されていても、「以上の問診の結果、今回の抗体検査」は「必要」と記載した上で、抗体検査を実施していただいて差し支えありません。)。

(略)

Q15.予防接種に用いるワクチンは、風しん単味ワクチン、MR 混合ワクチンのいずれでもよいのでしょうか。

風しんの第5期の定期接種は、乾燥弱毒生風しんワクチン(風しん単味ワクチン)を用いることは可能ですが、原則、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン(MRワクチン)を使用することとしています。集合契約においては、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン(MRワクチン)のみを使用することとし、契約書にその旨が明記されています。そのため、クーポン券を使用し、国保連を通じて請求する集合契約においては、MRワクチンのみが対象となりますので、クーポン券による費用請求はできません。

なお、予防接種実施要領においては、「麻しん又は風しんに既に罹患した者については、既罹患疾病以外の疾病に係る予防接種を行う際、混合ワクチンを使用することが可能である」とされています。よって、麻しんの抗体検査を行わなくても、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン(MR ワクチン)を接種できます。

Q16.予防接種を受託した場合、ワクチンは十分確保できるのでしょうか。

MR ワクチンの供給量は、風しんの定期接種の対象者の追加に向けて、製造販売業者に増産の協力を依頼しており、2019 年秋以降は継続的にワクチンが追加供給されています (3-3-5「MR ワクチンの発注時の基本的事項等について」もご参照ください。)。

(略)

**Q21.** クーポン券を貼り間違えました。どのように対応すればよいのでしょうか。

抗体検査の場合、「国保連提出用」「ご本人控え」「医療機

(略)

Q13. 過去に風しんの予防接種を受けていた場合はどのよう に扱えばよいでしょうか。

過去に風しんの予防接種を受けたことがあり、かつ、その記録が確認できる場合は、本対策の抗体検査及び予防接種を実施しなくても構いませんが、受診者が風しんの抗体検査または風しんの第5期の定期接種を希望される場合は、風しんの抗体検査を実施しても構いません(この際、受診票の医師記入欄の「これまでの風しんのワクチン接種歴」が「あり」と記載されていても、「以上の問診の結果、今回の抗体検査」は「必要」と記載した上で、抗体検査を実施していただいて差し支えありません。)。

(略)

Q15.予防接種に用いるワクチンは、風しん単味ワクチン、MR 混合ワクチンのいずれでもよいのでしょうか。

風しんの第5期の定期接種は、乾燥弱毒生風しんワクチン(風しん単味ワクチン)を用いることは可能ですが、原則、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン(MRワクチン)を使用することとしています。集合契約においては、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン(MRワクチン)のみを使用することとし、契約書にその旨を明記する予定です。

Q16.予防接種を受託した場合、ワクチンは十分確保できるのでしょうか。

MR ワクチンの供給量は、風しんの定期接種の対象者の追加に向けて、製造販売業者に増産の協力を依頼しており、2019 年春以降、随時、一定量のワクチンが追加供給される見込みであり、2019 年秋以降は継続的にワクチンが追加供給される見込みです。

(略)

関控え」に記載されている内容は同一ですので、国保連での 処理が可能です。たとえば、原本にご本人控えのクーポン券 を貼付してしまった場合は、「ご本人控え」を二重線で消す 等の上、余白に「国保連提出用」と記載して国保連に送付し てください。

予防接種の場合、「国保連提出用」と「医療機関控え」については、抗体検査と同様にご対応いただけます。ただし、予防接種の「ご本人控え」については予防接種済証を兼ねているため、「ご本人控え」のクーポン券を貼付した予診票については、必ずご本人にお渡しください。予診票原本に「ご本人控え」のクーポン券を貼付してしまった場合、その予診票はご本人にお渡しし、新たに国保連提出用の予診票を作成し直してください。

**Q22.** (略)

Q23. (略)

**Q24.** (略)

Q28.「横浜市風しん対策事業」と「本事業(定期予防接種)」 の両制度を利用できる場合は、どちらを優先すればよいでしょうか。

「昭和 37 年4月2日から昭和 54 年4月1日生まれ」かつ、「妊娠を希望されている女性または妊婦のパートナー及び同居家族」に該当する方は、接種事故の際の補償が定期予防接種のほうが手厚いこと、定期予防接種は予防接種費用も無料であることから、「本事業 (定期予防接種)」をご案内していただけますようお願いします。

Q31. これまでに風しんにかかったかどうか、不明な場合は どうしたらよいでしょうか。

風しんの抗体検査受診票の「これまでに風しんにかかったことがありますか」の問いに、「いいえ」を選択するようお伝えください。 同様に風しんの抗体検査歴や予防接種の接種歴を問う問診項目があるが、本人がわからないと答えた場合は「いいえ」を選択してください。

Q21. (略)

**Q22.** (略)

Q23. (略)

Q24. 消費税はどのように取り扱われるのでしょうか。

9月実施分までは8%、10月実施分以降は10%で、国保連において処理が行われ、支払われます。

(略)

Q28.「横浜市風しん対策事業」と「本事業(定期予防接種)」 の両制度を利用できる場合は、どちらを優先すればよいでし ょうか。

昭和 37 年4月2日から昭和 54 年4月1日生まれで、妊娠を希望されている女性または妊婦のパートナーで、両制度を利用できる場合にはどちらを優先する等はしていません。

ただし、接種事故の際の補償が定期予防接種のほうが手厚いこと、定期予防接種は予防接種費用も無料であることから、基本的には、「本事業 (定期予防接種)」をご案内していただけますようお願いします。

Q31. これまでに風しんにかかったかどうか、不明な場合は どうしたらよいでしょうか。

風しんの抗体検査受診票の「これまでに風しんにかかったことがありますか」の問いに、「いいえ」を選択するようお伝えください。